保存版 いざというときのため 取り出しやすい場所に保管しておきましょう。

令和3年 みなべ町 津波ハザードマップ

揺れを感じたら、迷わず高台へ避難!

●わが家の防災メモ

家族の名前	生年月日	血液型	会社・学校の電話番号	携帯電話番号

わが家の避難先(親類宅・避難場所など)	家族が離ればなれになった時の集合場所

避難経路などを記入しておきましょう

火事・救急	警察	海上保安	災害用伝言ダイヤル
119	110	118	171

発行 みなべ町役場 総務課 〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742番地 TEL. 0739-72-2015(代表)

●いざというときの連絡先

機関名	電話番号
みなべ町役場	0739-72-2015
みなべ町生涯学習センター	0739-74-3334
ふれ愛センター(保健福祉センター)	0739-74-3337
日高広域消防南部出張所	0739-74-3119

機関名	電話番号
田辺警察署	0739-23-0110
田辺警察署みなべ交番	0739-72-2029
田辺警察署西本庄駐在所	0739-74-2110
田辺警察署清川駐在所	0739-76-2025

●インターネットなどによる防災情報の入手先

みなべ町の防災情報や津波・土砂災害等の情報は、インターネットなどからも確認することができます。自ら情報を収集し、危険を感じたときには自主的に避難してください。

みなべ町ホームページ
●みなべ町の防災に関する情報を提供。
http://www.town.minabe.lg.jp/

防災わかやまメール配信サービス(無料)
●防災情報をメールでお知らせするサービスです。
登録方法:regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp へ空メールを送信。

みなべ町 防災・災害情報システム
●防災災害カメラや避難地情報などをお知らせするシステム。
http://bousai.town.minabe.lg.jp/

防災わかやま
●和歌山県内の災害・防災・避難情報などを提供。
http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html

気象庁
●全国の地震・津波に関する情報、その他の災害情報などを提供。
http://www.jma.go.jp/jma/

わかやま土砂災害マップ
●和歌山県内の土砂災害危険箇所などの情報を公開。
http://sabomap.pref.wakayama.lg.jp/

災害用伝言サービス

地震や洪水などの大災害発生時は、電話利用が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況が1日～数日間続くことがあります。このような場合は、「災害用伝言ダイヤル」・「災害用伝言板サービス」・「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」が開設されます。

伝言の録音方法: 1 7 1 をダイヤル → 1 を押す
伝言の再生方法: 1 7 1 をダイヤル → 2 を押す
ガイダンスが流れます
被災地の方も、被災地以外の方も 被災地の方の電話番号を 市 外 局 番 からダイヤル
録音 / 再生

災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤル、ガイダンスに従ってください

このサービスは、大規模な災害が発生した場合、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間などで、伝言の登録・再生をすることができます。毎月1日・15日、正月三が日、および防災週間・防災とボランティア週間においてお試し利用ができます。

災害用伝言板サービス

安否状況の 登録: 伝言・安否状況等を入力します。
安否状況の 確認: 安否状況を確認したい相手の携帯番号を入力して検索します。

災害用ブロードバンド伝言板(web171)

https://www.web171.jp/

左記へアクセスし、案内に従って操作してください。

インターネットを利用して被災者の安否確認を行う伝言板です。伝言情報の登録・閲覧が可能です。

平成26年3月作成

津波発生のメカニズム

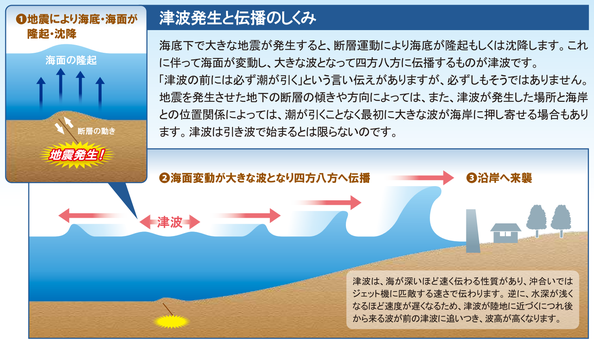

津波発生と伝播のしくみ

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。
「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。

津波の特徴

地震・津波はいつ、どこで発生するか分かりません。津波が到達するおそれがある場所にいるときは、できるだけ早く、高いところに逃げる必要があります。津波の特徴を知り、身を守るためのポイントをしっかり確かめておきましょう。

恐るべき津波の破壊力

普通の波(波浪)と違い、津波は海底地盤の上下による海水全体の動きのため、海底から海面までのすべての海水が巨大な水の塊となって沿岸に押し寄せ、その破壊力は凄まじいものとなります。
引き波も長時間にわたり引き続けるために、家屋などが一気に海中へと引き込まれてしまいます。

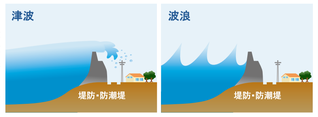

津波の速度は速い

津波の陸上をさかのぼるときの速さは、時速36km程度になります。これはオリンピックの短距離走者並みの速さです。津波が見えてから、走って逃げ切ることは非常に困難です。
※浸水深によって、速さが変わります。

津波は繰り返し来襲する

津波は繰り返し襲ってきます。また、最初の波が最も大きいとは限りません。
一度波が引いても、津波注意報が解除されるまでは気を抜かず、避難を続けましょう。

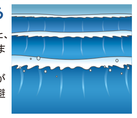

津波は河川を遡上する

津波は河口から侵入し、何キロメートルも上流に遡上(逆流)することがあります。
遡上した津波が、河川堤防を越えて沿川地域に大きな被害をもたらすことがあります。

引き潮があるとは限らない

津波は引き潮から始まるとは限りません。よく、津波の前には引き潮があると言われていますが、地震の種類や震源付近の地形などの影響によっては、いきなり津波が襲ってくることがあります。

津波に関する警報と注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁より「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」が発表されます。これまで8段階で発表していた「予想される津波の高さ」について、被害との関係や、予想される高さが大きいほど誤差が大きくなることなどを踏まえ、5段階に集約しました。

情報の種類	発表される津波の高さ(数値での発表)	発表される津波の高さ(巨大地震の場合の発表)	とるべき行動	想定される被害
大津波警報(特別警報に位置付け)	10m超(10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、高台など安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m(5m<高さ≦10m)			
	5m(3m<高さ≦5m)			
津波警報	3m(1m<高さ≦3m)	高い	ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m(20cm≦高さ≦1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。小型船舶が転覆する。

●震源が陸地に近いと津波警報が間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
●津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
●地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

津波避難の3原則

津波警報が解除されるまで絶対に戻らない!

津波警報が発令されたら、すぐに高台に避難してください。「避難3原則」は家族を守るために必要なことです。迷わず実行できるよう家族で話し合っておきましょう。

参照:群馬大学大学院 片田敏孝 教授著「人が死なない防災(集英社新書)」

1 想定にとらわれるな
ハザードマップに掲載している津波の浸水域などの情報は、あくまでひとつの「想定」です。実際の地震や津波が想定通りになるとは限りません。

2 最善をつくせ
実際にどこまで浸水するかといったことは、事前にはわかりません。その時に考えられる最善を尽くして、あきらめず避難しましょう。

3 率先避難者たれ
家族が離れたところにいた場合、迎えに行こうとすると避難が遅れてしまいます。自分ひとりでも避難しましょう。率先して避難することで、周囲の人の避難を促すことにもつながります。

津波避難先の安全レベルについて

和歌山県では、避難場所などについて、各地区単位で緊急避難先レベル(1～3)を設定するなどの対策を行っています。
▶まずは、レベル3をめざして逃げてください。レベル3に避難する時間がない時はレベル2へ。
▶浸水の危険がある地域でレベル2・3に避難する時間がない時はレベル1に逃げてください。

レベル1 ★	レベル2 ★★	レベル3 ★★★
浸水の危険性がある地域で、時間的に「レベル2・3」に避難する余裕がない場合の緊急避難先として指定。	浸水想定近接地域で、「レベル3」へ避難する余裕がない場合の緊急避難先として指定。	浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定。

※町では、この安全レベルをふまえ、町の地域性に合わせた判断基準を設定しています。

南海トラフの巨大地震と東海・東南海・南海3連動地震による津波

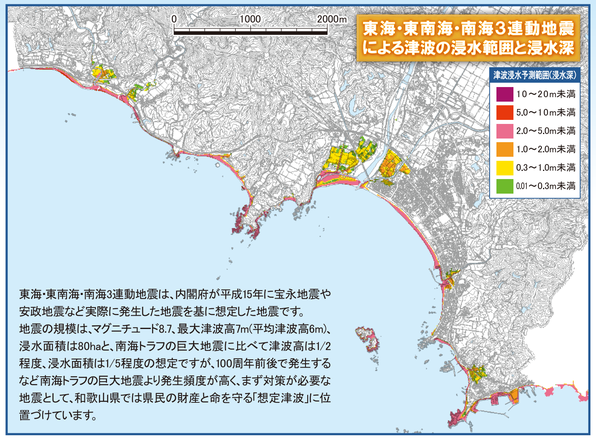

東海・東南海・南海3連動地震は、内閣府が平成15年に宝永地震や安政地震など実際に発生した地震を基に想定した地震です。
地震の規模は、マグニチュード8.7、最大津波高7m(平均津波高6m)、浸水面積は80haと、南海トラフの巨大地震に比べて津波高は1/2程度、浸水面積は1/5程度の想定ですが、100周年前後で発生するなど南海トラフの巨大地震より発生頻度が高く、まず対策が必要な地震として、和歌山県では県民の財産と命を守る「想定津波」に位置づけています。

土砂災害の種類と前兆現象

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。土砂災害から身を守るためには、まず自分の家の周りに危険がないか確かめることが重要です。また、土砂災害には前兆現象があります。前兆現象を確認したら速やかに避難してください。

土砂災害の種類には、大きく分けて3つのタイプがあります。自分の周りの土砂災害危険箇所がどのタイプであるか確認しておきましょう。

がけ崩れ	土石流	地すべり
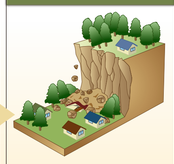		
地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。	長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。	大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

みなべ町の防災体制と避難情報

みなべ町では、災害発生のおそれのあるときや、災害の発生が確実なときには『災害対策本部』を設置し、対応します。また、災害の危険が高まり、避難が必要となる場合には、避難情報を発表します。内容と周囲の状況に注意して行動しましょう。

情報伝達の経路

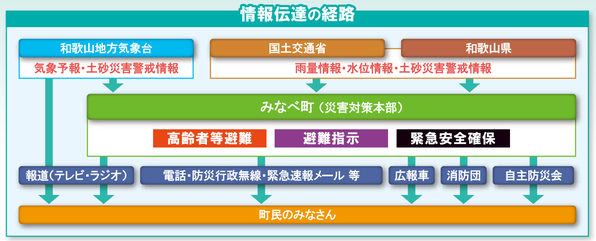

●避難情報の種類と、とるべき行動

種類	発表時の状況	とるべき行動
警戒レベル3 高齢者等避難	災害による人的被害の発生するおそれがある状態	避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難してください。それ以外の人も、必要に応じ避難の準備又は自主的に避難してください。
警戒レベル4 避難指示	災害による人的被害の発生するおそれが高い状態	危険な場所から全員避難(立退き又は屋内安全確保)してください。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生、又は切迫した状態(必ず発令される情報ではありません。)	避難場所等への避難がかえって危険である場合、緊急安全確保してください。警戒レベル5の緊急安全確保の発令を待ってはいけません。

日頃からの避難の心得

いざというときのために、日頃から避難に必要なものを整理し、避難の手順について話し合っておきましょう。

状況により、すばやく避難しましょう
避難情報などが発表されていなくても、気象状況などから判断し、自主的に避難しましょう。

家族には連絡メモを残そう
外出中の家族には、「どこどこへ避難する」といったようなメモを残しておくと良いでしょう。

防災メモを持とう
高齢者や子どもは、事前に住所、氏名、連絡先などを記載したメモを用意し、身につけて避難しましょう。

集団で助け合おう
単独での行動は避け、近所の人たちと集団で決められた場所へ避難しましょう。

持ち出し品は最小限に
非常持ち出し品はリュックサックにまとめ、両手が自由に使えるようにしましょう。

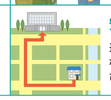

安全なルートで避難
避難場所への経路は、川べりや地下歩道などは避け、できるだけ安全な広い道を選びましょう。

水平避難と垂直避難

災害では早めの避難が重要です。ただし、すでに避難経路が浸水していなど、危険が間近に迫っている状況での無理な避難行動はできるだけ避けなければなりません。そのような場合は、避難場所への移動(水平避難)だけでなく、近隣ビルの高層階や自宅の3階といった高い場所への移動(垂直避難)を行い、救助を待つという判断も必要です。

危険な避難

避難場所への避難(水平避難)

高所への避難(垂直避難)

例えば下記のような場合、屋外への移動は危険です → 垂直避難を行ってください

●夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい。
●ひざ上まで浸水している(50cm以上)。
●浸水は20cm程度だが、水の流れる速度が速い。
●浸水は10cm程度だが、用水路などの位置が不明で転落のおそれがある。
●津波が迫っていて、安全な高台に避難できない。

浸水による建物倒壊の危険がないと判断される場合には、自宅や近隣建物の3階以上へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも検討してください。

災害時要援護者について

災害時要援護者とは、年齢や障がい、言葉の違いなどによって災害発生時の対応に何らかのハンデを負っている人々のことです。一般に高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦、日本語を十分理解できない外国人の方々などが該当します。地域で協力しあいながら、近所の高齢者、障がいのある方などの安否確認、避難施設への移動を支援しましょう。

■高齢者・病人
●おぶって安全な場所まで避難する。
●複数の介助者で対応する。

■目の不自由な方
●声をかけ情報を伝える。
●誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい、半歩手前をゆっくり歩く。

■肢体の不自由な方(車椅子)
●階段では2人以上が必要。上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
●介助者が1人の場合、ひもなどを用意し、おぶって避難する。

■耳の不自由な方
●話すときは、口をハッキリと開け、相手にわかりやすいようにする。
●手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

●自動体外式除細動器(AED)による早期除細動

使用方法:音声メッセージに従って対象者に電極パッドを貼り付けると、機器が心電図波形を自動的に解析し、電気的除細動が必要かどうかを判断・表示し、必要な場合に限り使用者がボタンを押すことで通電されます。なお、6歳ぐらいまでの乳児に対しては、小児用電極パッドを使用しますが、なければ成人用の電極パッドで代用します。

※自動体外式除細動器(AED)は、町役場、学校(小・中・高)、医療施設等に設置しています。

非常持ち出しを常備しましょう

いざというときに備えて、1週間分を目安に用意

いざというときには、ただちに避難しなければなりません。そのようなときに備えて、非常持ち出し品を準備しましょう。避難時、両手が自由に使えるようにリュックサックなどにまとめて、いつでも持ち出せる場所に保管しておきましょう。

食料
□飲料水(1人1日3Lを目安)
□非常食(缶詰、乾パン、レトルト食品など)
□携帯食(チョコレート、キャンディーなど)
□粉ミルクと哺乳瓶(赤ちゃんがいる場合)

救急・安全対策
□常備薬(胃腸薬、かぜ薬など)
□包帯、ガーゼ、絆創膏
□傷薬、消毒薬
□持病のある方の薬
□ヘルメット、防災ずきん
□ホイッスル

貴重品
□現金(小銭)
□預貯金通帳、印鑑
□クレジットカード類
□健康保険証
□免許証など(身分を証明するもの)
□権利証書

衣類など
□衣類(厚手の物と薄い物)
□下着類
□タオル、毛布
□手袋、軍手
□寝袋
□雨具

日用品など
□ポリ袋(ビニール袋)
□新聞紙
□ろうそく、ライター
□ナイフ、缶切り
□ティッシュペーパー
□ウエットティッシュ
□懐中電灯(予備電池)
□携帯ラジオ(予備電池)
□携帯電話(充電器・バッテリー)
□筆記用具(油性マジック)
□洗面用具
□メガネ
□マスク
□使い捨てカイロ
□紙おむつ
□生理用品
□布ガムテープ
□ロープ
□地図(ハザードマップ)

この他に、災害復旧までの数日間分(最低1週間分)の水と食料を、非常備蓄として準備しておきましょう。

特別警報が発表されたら…

ただちに命を守るための行動をとってください!

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。
特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や町から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、すぐに避難場所へ避難するか、すでに外出が危険な状態に達している場合には、無理をせずに家の中のより安全な場所にとどまる等、ただちに命を守るための行動をとってください。

特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、	暴風が吹くと予想される場合。
高潮		高潮になると予想される場合。
波浪		高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
大雪	数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合。	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合。 ➡大津波警報を特別警報に位置づける。	
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 ➡緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける。	

大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪
「警報」の発表基準よりもはるかに危険度が高い場合に、「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「波浪特別警報」といった表現で発表します。
なお、「洪水」は、全国約400の河川において指定河川洪水予報を発表しているため、特別警報の設定はありません。

(注)発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

津波・地震
津波、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけますが、名称に「特別警報」は用いません。「○○特別警報」という表現ではなく、従来の名称のまま発表します。例えば、大津波警報が発表されたときは、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味になります。